

重要事項説明書

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームさとやま

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(小松市指定 第 1790300113 号)

当事業所は利用者に対して指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

この「重要事項説明書」は、「小松市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 46 号）」及び「小松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 47 号）」の規定にもとづき、(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービス提供の契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. ご利用事業所	2
3. 事業所の概要	2
4. 事業の目的と運営方針	3
5. 職員の配置状況	4
6. 当事業所が提供するサービスの概要	4
7. 利用にあたっての留意事項	5
8. 緊急時の対応	5
9. 非常災害対策	5
10. 事故発生時の対応	5
11. 介護サービスの記録	6
12. 秘密保持等	6
13. 苦情の受付について	8
14. 第三者評価について	8
15. 利用料金について	別紙

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団向出医院
(2) 法人所在地 小松市西軽海町1丁目47番地
(3) 電話番号 0761-47-0225
(4) 代表者氏名 理事長 向出 大介
(5) 設立年月 平成13年7月25日

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所
(2) 事業者指定番号 平成22年10月1日指定 小松市 第 1790300113 号
(3) 事業所の名称 グループホームさとやま
(4) 事業所の所在地 小松市西軽海町1丁目48番地
(5) 電話番号 0761-47-0225
(6) 管理者氏名 管理者 坂梨 真由子
(7) 開設年月 平成22年10月1日
(8) 入居定員 18名

3. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 2階建
(2) 延べ床面積 550.31㎡
(3) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、利用者の心身の状況や居室の空き状況等によりご希望に沿えない場合があります。

〈主な居室・設備等の概要〉

居室・設備の種類	室数	備考
居室	18室	全室個室。エアコン・収納つき。 ※居室床面積 9.50㎡～9.67㎡
便所	6室	各階に3箇所ずつ設置。共用。
居間・食堂	2室	各階に1箇所配置。
浴室	2室	各階に1箇所配置。ユニットバス。個浴。

※ 上記は、小松市が定める基準により、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。居室利用にあたっては、利用契約に基づく家賃等をご負担いただきます。

※ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業者でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況の変化や、入院された場合、その他の事情により居室を変更する場合があります。その際には、利用者と協議のうえ決定するものとします。

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業所の目的

認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び「事業所」で出来る範囲の機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とします。

(2) 運営の方針

- 1 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行います。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- 3 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行います。
- 4 事業者は、自らその提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(以下「介護サービス」という。)の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。
- 5 事業者は、介護予防サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たります。
- 6 (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮して行います。
- 7 共同生活住居における介護従業者は、介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- 8 事業者は、介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- 9 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 10 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮します。
- 11 事業者は、介護サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めます。
- 12 介護サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行います。

5. 職員の配置状況

当事業所では、介護予防サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置と職務内容>

職 種	員数	職務内容及び備考
1. 管理者	1名以上	常勤。2つのユニットを兼務する場合があります。 管理者は、事業所の従業者の管理、介護サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
2. 介護職員	必要数	常勤換算方法で、指定基準を満たす員数以上を配置します。介護職員は、利用者の入浴、排せつ、食事等の介護業務全般を担当します。
3. 計画作成担当者	2名	計画作成担当者は、介護計画を作成します。

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設の常勤職員の所定勤務時間数（40時間）で除した数です。

※ 介護職員の必要数は、常勤換算方法で日中時間帯に利用者数3人に1人以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて各ユニットについて1人以上となっています。

6. 当事業所が提供するサービスの概要

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

※通常サービス

- ① 介護計画の作成
- ② 入浴
 - ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ③ 排せつの介護
 - ・排せつの自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 食事
 - ・食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して行います。
- ⑤ 健康管理
 - ・利用者の健康状態を把握し、健康保持に努めます。
- ⑥ 機能訓練
 - ・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活をおくるために必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を行います。
- ⑦ 相談及び援助
 - ・利用者又はその家族に、日常生活等必要な相談に応じ、社会生活に必要な支援を行います。
- ⑧ 利用者の家族及び地域との連携
 - ・利用者の家族や地域住民、ボランティア団体等と連携し、地域との交流に努めます。

7. 利用にあたっての留意事項

(1) 留意事項

介護サービスの提供を受ける際には、次の事項に留意してください。

- ① 事業所における共同生活の秩序を保ち相互の親睦に務めてください。
- ② 外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出てください。
- ③ 常に健康に留意してください。
- ④ 清潔、整頓その他環境衛生のために協力してください。

(2) 禁止事項

利用者は、施設内で次の行為をしてはなりません。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

8. 緊急時の対応

従業者は、現に介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講じます。

9. 非常災害対策

- ① 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（以下「消防計画」という。）を立て、災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を構築しておくこととします。
- ② 消防法第8条に規定する防火管理者を置いて、前項の消防計画の策定及びこれに基づく消防業務を行います。
- ③ 消防計画に基づき、年2回以上の避難、消火、通報等の訓練を行います。
- ④ 非常災害用設備の保守点検は、防火管理者立ち会いのもと、契約保守業者に依頼して行います。

10. 事故発生時の対応

- ① 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残します。
- ③ 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11. 介護サービスの記録

- ① 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供に際し、作成した記録書類を完了日から5年間保存します。
- ② 利用者または利用者の家族等は事業所に対し、いつでも前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。

12. 秘密保持等

- ① 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ② 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。
- ③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととします。

※ 前記③に関する当事業所の個人情報保護方針及び個人情報の利用目的は以下のとおりです。

<個人情報保護方針>

当事業所では、利用者の個人情報を適切に保護・管理することの重要性を認識し、以下の個人情報保護方針を策定し、確実に履行することに努めます。

1. 個人情報の収集について

当事業所が利用者の個人情報を収集する場合、利用者の介護に関わる範囲で行います。

その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。

2. 個人情報の利用及び提供について

当事業所は、利用者の個人情報の利用につきましては、以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

I) 利用者の了解を得た場合

II) 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合

III) 法令等により提供を要求された場合

当事業所は法令等に定める場合を除き、ご利用者様の同意なく、その情報を第三者に提供しません。

3. 個人情報の安全管理について

当事業所は、利用者の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、利用者の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は利用者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 法令遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当事業所は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、適宜、個人情報保護の仕組みの見直しを図り、改善を行います。

5. 個人情報に関する問い合わせ窓口

当事業所の個人情報保護方針に関してのご質問や利用者の個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。＜窓口＞ 苦情受付担当者（次長 小野田 真由美）

＜個人情報の利用目的＞

1. 事業所内での利用

- I) 利用者に提供する介護サービス
- II) 介護保険事務
- III) 入退所等の管理
- IV) 会計・経理
- V) 事故等の報告
- VI) 当該利用者への介護サービスの向上
- VII) 事業所内介護実習への協力
- VIII) 介護の質の向上を目的とした事業所内事例研究
- IX) その他、利用者に係る管理運営業務

2. 事業所外への情報提供としての利用

- I) 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- II) 他の医療機関等からの照会への回答
- III) 利用者の診察等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- IV) 検体検査業務等の業務委託
- V) 契約者及びその家族等への病状説明
- VI) 保険事務の委託
- VII) 審査支払機関へのレセプトの提供
- VIII) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- IX) その他、利用者への介護保険事務に関する利用

3. その他の利用

- I) 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- II) 外部監査機関への情報提供

※ 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。

※ お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

※ これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

※ 上記利用目的以外に利用者の個人情報を利用する場合は、あらかじめ利用者の同意をいただくことといたします。

13. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ① 苦情受付担当者 [職名] 次 長 小野田 真由美 (Tel. 0761-47-0225)
- ② 苦情解決責任者 [職名] 管 理 者 坂梨 真由子 (Tel. 0761-47-0225)

(2) 苦情の解決方法

- ① 苦情の受付
苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
- ② 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告いたします。
- ③ 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
- ④ 行政機関その他苦情受付機関の紹介
上記③で解決できない苦情は、以下の行政機関等に申し立てることができます。

小松市役所 長寿介護課	所在地 小松市小馬出町91番地 電話番号 0761-24-8149 FAX 0761-23-3243 受付時間 午前9時～午後5時(土日祝、年末年始除く)
石川県国民健康保険団体連合 会介護サービス苦情相談窓口	所在地 金沢市幸町12-1号 石川県幸町庁舎4階 電話番号 076-231-1110 FAX 076-231-1601
石川県福祉サービス 運営適正化委員会 (石川県社会福祉協議会内)	所在地 金沢市本多町3-1-10 電話番号 076-234-2556 FAX 076-234-2558 受付時間 午前9時～午後5時(土日祝、年末年始除く)

14. 第三者評価について

- ① 第三者評価の有無 有り
- ② 実施評価機関名 株式会社寺井清ソーシャルワーカー事務所
- ③ 実施した直近日 R7年3月7日
- ④ 評価結果開示状況 さとやまホームページに評価結果のPDFがあります。
さとやま玄関にも評価結果がご覧いただけるファイルがあります。

平成 22 年 10 月 1 日	作成
平成 22 年 12 月 8 日	改定
平成 23 年 1 月 1 日	改定
平成 23 年 10 月 11 日	改定
平成 24 年 4 月 1 日	改定
平成 24 年 10 月 1 日	改定
平成 25 年 4 月 1 日	改定
平成 25 年 6 月 1 日	改定
平成 26 年 4 月 1 日	改定
平成 27 年 4 月 1 日	改定
平成 27 年 8 月 1 日	改定
平成 28 年 4 月 1 日	改定
平成 28 年 10 月 1 日	改定
平成 28 年 12 月 1 日	改定
平成 29 年 4 月 1 日	改定
平成 29 年 5 月 21 日	改定
平成 30 年 4 月 1 日	改定
平成 31 年 4 月 1 日	改定
令和 1 年 10 月 1 日	改定
令和 2 年 4 月 1 日	改定
令和 3 年 4 月 1 日	改定
令和 4 年 8 月 1 日	改定
令和 4 年 10 月 1 日	改定
令和 5 年 2 月 22 日	改定
令和 5 年 3 月 7 日	改定
令和 5 年 4 月 12 日	改定
令和 6 年 4 月 1 日	改定
令和 6 年 6 月 1 日	改定
令和 6 年 11 月 1 日	改定
令和 7 年 4 月 1 日	改定

令和 年 月 日

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説 明 者 小松市西軽海町1丁目48番地
指定認知症対応型共同生活介護事業所
グループホームさとやま

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供開始に同意しました。また、事業者が業務上知り得た利用者及び契約者又はその家族等に関する個人情報を、事業所での個人情報の利用目的に則して、利用及び提供することについて同意しました。

利 用 者 住 所

氏名

印

契 約 者 住 所

氏名

印

利用者及び契約者は、当事業所のパンフレット、広報誌等における利用者個人の写真の掲載に

- ・ 同意します
- ・ 同意しません

利用者及び契約者は、行方不明時における、個人情報の開示及び警察等への通報・捜索の了承に

- ・ 同意します
- ・ 同意しません

別紙 サービス利用料金 (1割負担の場合)

(1) 保険給付サービス利用料金 (※地域区分：その他・・・1単位あたり10.00円)

保険給付サービス

要介護度に応じて定められた金額（省令により変更あり）から、介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

下表は利用者の負担割合が1割の場合（一定所得以上の方は2割になる場合があります）です。

①指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) (1日につき)

介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	749単位	753単位	788単位	812単位	828単位	845単位
料金(A)	7,490円	7,530円	7,880円	8,120円	8,280円	8,450円
介護保険給付金額(B)	6,741円	6,777円	7,092円	7,308円	7,452円	7,605円
利用者負担(A)-(B)	749円	753円	788円	812円	828円	845円

②加算対象サービス

種類	医療連携 体制加算 Ⅰ(口) Ⅱ	サービス 提供体制 強化加算 Ⅰ	科学的介 護推進体 制加算	高齢者施 設等感染 対策向上 加算Ⅰ	協力医療 機関連携 加算	認知症 チームケ ア推進加 算Ⅱ
	(1日当)	(1日当)	(1月当)	(1月当)	(1月当)	(1月当)
単位数	52単位	22単位	40単位	10単位	100単位	120単位
料金(A)	520円	220円	400円	100円	1,000円	1,200円
介護保険給付金額(B)	468円	198円	360円	90円	900円	1,080円
利用者負担(A)-(B)	52円	22円	40円	10円	100円	120円

種類	若年性認 知症利用 者受入加 算	栄養管理 体制加算	口腔・栄 養スク リーニン グ加算	初期加算	入院時費 用	退所時情 報提供加 算	新興感染 症等施設 療養費
	(1日当)	(1月当)	(1回当)	(1日当)	(1日当)	(1回当)	(1日当)
単位数	120単位	30単位	20単位	30単位	246単位	250単位	240単位
料金(A)	1,200円	300円	200円	300円	2,460円	2,500円	2,400円
介護保険給付金額(B)	1,080円	270円	180円	270円	2,214円	2,250円	2,160円
利用者負担(A)-(B)	120円	30円	20円	30円	246円	250円	240円

種類	看取り介護加算 (1日当)				介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
	死亡日以 前31日～ 45日	死亡日以 前4日～30 日	死亡日前 日・死亡 日前々日	死亡日	保険給付サービス利用料金の合計に 18.6%加算されます。
単位数	72単位	144単位	680単位	1,280単位	
料金(A)	720円	1,440円	6,800円	12,800円	
介護保険給付金額(B)	648円	1,296円	6,120円	11,520円	
利用者負担(A)-(B)	72円	144円	680円	1,280円	

※医療連携体制加算(Ⅱ)：

利用者様に医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる体制を整備しています。

※サービス提供体制強化加算(1)：

介護職員総数(常勤換算)のうち、「介護福祉士」の総数が70%以上の場合に加算されます。

※初期加算：入居した日から起算して30日以内の期間について、1日につき加算されます。

※入院時費用：1ヶ月に6日まで加算されます。

※若年性認知症利用者受入加算：65歳以下の方について、1日につき加算されます。

※栄養管理体制加算：管理栄養士が職員に対し栄養ケアに係る助言、指導を行います。

※口腔栄養スクリーニング加算は半年毎に1回の算定です。初回は加算されません。

※退所時情報提供加算：医療機関への退所時に加算されます。

※新興感染症等施設療養費：新興感染症発生時、1月に1回、連続する5日を限度とします。

※看取り介護加算：看取り介護の質を向上させ、手厚い看取り介護を実施します。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)：保険給付サービス利用料金の合計に18.6%が加算されます。

(2) その他のサービス利用料金 (以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります)

食材料費 (1日当)	1,100円 (おやつ代含む)
おむつ代	実費相当額
家賃 (1日当)	1,800円 (利用者が外泊又は入院した場合でも、家賃を負担していただきます)
保証金 (入居時に1回)	新規入居の場合、保証金10万円を預託していただきます。 保証金は、1ヶ月当たり700円を償却するものとし、退去時に精算の上残金を返金いたします。
光熱水費 (1日当)	600円 (利用者が外泊又は入院した場合でも、光熱水費は同額を負担していただきます)
クラブ活動等の材料費	実費相当額(利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用に限ります)
寝具一式費 (1日当)	75円 (利用者が外泊又は入院した場合でも、寝具一式費は同額を負担していただきます。また、退去時には一式のクリーニング代を負担していただきます)
管理運営費 (1月当)	300円 (共用施設の維持、管理事務費にかかわる費用に限ります)
その他日常生活品費	(介護予防)認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき実費を徴収します。

(注) 保証金の取扱等について

- ①保証金の償却額 (1ヶ月当たり700円) は、居室及び居室のエアコン、カーテン並びにマットのクリーニング相当額です。
- ②前号にかかわらず、事業者は、利用者が故意、過失又は通常の使用を超えて使用したことにより居室を損耗、毀損した場合には、居室を原状回復するために必要な経費の負担を契約者に求める場合があります。その場合は、経費の内訳を書面で明らかにして請求するものとします。
- ③利用者の退去時に、契約者の債務がある場合、事業者は償却後の保証金残額から当該債務を相殺することができるものとします。

(3) 利用料金のお支払い方法

- ・利用料、その他の費用はサービス提供毎に計算し、利用月毎の合計金額により請求します。翌月20日までに以下の方法でお支払いください。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
※各金融機関所定の手数料がかかります。
※金融機関により、ご利用できない場合があります。

イ. 下記指定口座への振り込み
北國銀行軽海支店 普通預金 口座番号 192498
医療法人社団向出医院 理事長 向出 大介

ご利用料金表



(2024年11月1日改定)

1. 介護保険

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認知症共同生活介護費	749円/日	753円/日	788円/日	812円/日	828円/日	845円/日
医療連携体制加算 I Ⅰ+Ⅱ	なし	52円/日				
サービス提供体制強化加算 I	22円/日					
栄養管理体制加算	30円/月					
口腔・栄養スクリーニング加算	20円/半年毎に1回（初回は加算されません）					
科学的介護推進体制加算	40円/月					
高齢者施設等感染対策向上加算 I	10円/月					
協力医療機関連携加算	100円/月					
認知症チームケア推進加算 II	120円/月					

※1割負担の場合。

その他、該当時に以下を加算します	
初期加算	入居後30日間のみ 30円/日
若年性認知症受入加算	65歳以下が対象 120円/日
入院時費用	算定は1か月に6日まで 246円/日
看取り介護加算 (死亡日以前45日を上限として加算)	死亡日以前31日以上45日以下 72円/日 死亡日以前4日以上30日以下 144円/日 死亡日の前日及び前々日 680円/日 死亡日 1,280円
介護職員等処遇改善加算 I	各種加算額の合計に18.6%を加算
退所時情報提供加算	医療機関への退所時のみ 250円/回
新興感染症等施設療養費	新興感染症発生時 240円/日

2. 生活費等

食材費	1,100円/日（朝食200円、昼食400円、おやつ100円、夕食400円）
家賃	1,800円/日
水道光熱費	600円/日
寝具一式	75円/日
管理運営費	300円/月
生活費合計（30日）	107,550円

- 上記の料金は利用者様の負担割合が1割の場合です。一定所得以上の方は利用者負担が2割または3割になる場合があります。
- 医療費、おむつ費、嗜好品費、娯楽費、理美容費、その他私用にかかる費用は実費負担となります。
- 寝具は1週間毎、または必要に応じてクリーニングします。
- 入居時・退去時には、日割り計算になります。
- 入居時に保証金10万円をお預かりします。利用者様の故意、過失または趣向により、居室または備品に対し通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合、契約終了時に精算します。また、保証金は1か月当たり700円を償却するものとし、退去時に精算の上、残金をお返しいたします。
- お支払いは北国銀行口座から毎月20日に引き落としとなります。口座をお持ちでない方はご利用日までに開設をお願いいたします。
- グループホームさとやまでは、職員の処遇改善の為の加算を取得しており、それらは当社の規定に合わせて職員に分配されております。また、賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容は以下の「介護サービス情報公表システム」でご覧いただけます。
» 事業所の特色 | グループホーム さとやま | 石川県 | 介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」(mhlw.go.jp)